就職激励金

**期間：令和8年3月31日まで**

**●交付対象要件**次のすべての要件を満たしていること

|  |
| --- |
| ①　令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの期間に学校等を卒業し、１年以内に正社員として採用された者であること②　町内在住者または採用日後１ヵ月以内に本町に転入した者で、引き続き１年以上定住する者であること③　同一世帯全員が暴力団の構成員でないこと。④　同一世帯全員が町税等を滞納していないこと。⑤　過去にこの激励金の交付を受けたことがないこと。 |

※正社員とは・・・

****　この激励金の交付に関する正社員とは、雇用保険法（昭和49年法律第116条）第４条第１項に規定する被保険者で、かつ、雇用期間の定めがない労働契約により雇用され、フルタイムの勤務形態により常勤する者をいいます。

**●激励金額　　5万円**

**●申請期間　　正社員として採用された日から３ヶ月以内**

**※ただし、令和８年１月１日以降に採用された場合は、令和８年３月３１日までに申請すること**

**●申請時必要書類**

|  |
| --- |
| * 交付申請書
* 住民票謄本（本籍地記載あり）
* 雇用契約書、労働条件通知書の写しまたは在職証明書
* 最終学歴における卒業証明書または卒業証書の写し
* 町税等の未納がない証明書（満１８歳以上の世帯全員分）
 |

※　申請時点で町税等（保育料、使用料等）に未納がある場合は、申請受付できません。

**●その他**

問合せ先

南関町役場　まちづくり課

電話：0968-57-8501

|  |
| --- |
| 次の場合は、激励金を返還していただきます。①　激励金交付決定後１年以内に転出した場合②　虚偽の申請、その他不正行為があった場合 |